

**これからの学校図書館担当職員に求められる  
役割・職務及びその資質能力の  
向上方策等について（報告）**

**平成26年3月**

**学校図書館担当職員の役割及び  
その資質の向上に関する調査研究協力者会議**

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm)



## < 目 次 >

はじめに	1
1. 学校図書館の位置付けと機能について	3
2. 学校図書館の利活用の意義について	4
3. 学校図書館担当職員に求められる役割・職務について	7
(1) 学校図書館に携わる関係者と組織について	7
(2) 学校図書館担当職員に求められる役割・職務について	9
(3) 学校図書館担当職員に求められる資質能力について	17
4. 学校図書館担当職員の資質能力の向上を図るための方策について	19
(1) 教育委員会における取組の充実	19
(2) 学校における取組の充実	21
(3) 国における取組の充実	22
5. より良い学校図書館を目指すために	23
(1) 学校図書館の充実に向けて	23
(2) おわりに	24
6. 参考事例	27
(1) 学校図書館担当職員の活躍事例	27
(2) 学校経営方針において学校図書館の利活用を位置付けている例	56
(3) 教育委員会における学校図書館担当職員を対象とした研修の例	58
参考資料	63
○ 報告のポイント	
○ 「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究 協力者会議」について	
○ 会議の開催状況	
○ 学校図書館法令	
○ 学校図書館担当職員に関するデータ	



## はじめに

学校図書館をめぐることは、この 20 年間で様々な措置等が講じられ、その発展に向けた取組が行われている。

社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが強く求められている一方で、児童生徒の読書離れが指摘され、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっていたことから、平成 5 年に公立義務教育諸学校における学校図書館の図書に関する「学校図書館図書標準」を設定したことを皮切りに、その達成を目指すため、当年度からの 5 か年間で総額約 500 億円の地方財政措置を講じることとされた「学校図書館図書整備 5 か年計画」が開始された。

学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）<sup>\*1</sup>に係るものについては、平成 17 年に公布された文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）において、国及び地方公共団体は、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備等に関し必要な施策を講ずるものとされた。

また、平成 24 年度からは、第 4 次の学校図書館図書整備 5 か年計画として、学校図書館の図書整備に必要な経費について、単年度約 200 億円、総額約 1,000 億円、学校図書館への新聞配備に要する経費について、単年度約 15 億円、総額約 75 億円の地方財政措置が講じられていることに加え、学校図書館担当職員の配置に係る経費についても、24 年度以降、所要の地方財政措置が講じられており、26 年度においても前年度と同額の約 150 億円の措置が講じられることとされている。

本報告書で後述されているが、近年、各地方公共団体は厳しい財政状況の中でも学校図書館担当職員の配置を進めてきており、その必要性が一層強く認識されていることがうかがえる。

一方、学校図書館の利活用が学校教育で果たす役割の大きさに対する理解が十分でなく、一部の児童生徒が読書のために利用するのみであったり、社会状況の変化や学問の進展により利用価値が低下した図書がそのまま置かれていたり、授業での活用が乏しかったりする状況も残念ながら散見されるのが実情である。

学校図書館は、児童生徒の「確かな学力」や「豊かな心」の育成に大きな役割を果たすことなどから、学校図書館の利活用の促進に貢献してきた学校図書館担当職員が、児童生徒に対する教育活動を教員とともに進める機会は多くなっており、期待される

---

\*1 専ら学校図書館に関する業務を担当する職員（教員やボランティアを除く）の呼称に関し、全国の各地方公共団体や学校では様々な例があり、一般には「学校司書」と称されることが多いと思われる。ただし、①任用する各地方公共団体や各学校における公称としては必ずしも「学校司書」に限らない呼称が用いられていること、②図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）にて公的資格と定められている「司書」という語句との対比で、「学校司書」も公的資格であるとの誤解を招きやすいことから、本報告書の本文においては「学校図書館担当職員」という語句を用いる。

役割もますます大きくなっている。

本協力者会議は、国として、今後、そのような重要な役割を担う学校図書館担当職員の配置拡充を推進するに当たり、地域や各学校の参考に資する資料を作成することが極めて重要であるとの考えの下、学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策について取りまとめることを目的として、平成 25 年 8 月に設置され、これまで 7 回にわたり議論を重ねてきた。

本報告は、学校図書館の利活用の意義からはじまり、学校図書館担当職員の役割・職務とその重要性について取りまとめたものである。本報告により、学校図書館担当職員のみならず学校図書館に携わる関係者間での共通理解を図り、もって学校図書館に係る日々の活動の一助となれば幸いである。

## 1. 学校図書館の位置付けと機能について

- 学校図書館は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり（第 1 条）、その目的は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成すること（第 2 条）とされ、学校に設けなければならない（第 3 条）とされている。
- また、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）においても、学校には、その学校の目的を実現するために必要な図書館又は図書室を設けなければならない（第 1 条第 1 項）とされている。
- さらに、学校図書館法においては、学校図書館が児童生徒や教員の利用に供するものであることが明示された上で、その方法として、以下の例が挙げられている（第 4 条第 1 項）。
  - ・ 図書館資料を収集し、児童生徒及び教員の利用に供すること。
  - ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童生徒に対し指導を行うこと。
  - ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 学校は、これらの方法を講じることで、学校図書館に期待されている、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするとともに、児童生徒や教員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「学習センター」及び「情報センター」としての機能を、学校図書館が最大限に発揮できるようにすることが重要である。さらに、学校図書館には、これらの 3 つの機能を発揮して、学校・家庭・地域社会を結び付け、地域ぐるみで児童生徒の読書活動を推進していく要としての役割も期待されてきている。
- 学校図書館が育てる力は、児童生徒の「生きる力」の育成に資するものであり、さらには、生涯にわたる学習の基盤形成にもつながるものである。学校図書館を学校の中で機能させ、その活動の充実を図る上では、学校教育のインフラの一つである学校図書館の整備・充実を図るとともに、学校図書館の運営に当たる人員の配置やその資質能力の向上を図ることが極めて重要である。

## 2. 学校図書館の利活用の意義について

- 平成 20 年・21 年に改訂された現行の学習指導要領においては、児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」を支える重要な要素となるのが「確かな学力」であり、「確かな学力」を育成するため、学習指導要領では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 30 条第 2 項等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習する態度を養うことを重視している。
- こうした「確かな学力」の育成に当たっては、論理や思考などの知的活動やコミュニケーション等の基盤となる言語の力が極めて重要であることから、学習指導要領では、報告や討論、スピーチなどの言語活動を各教科等を通じて充実することを目指している。学校図書館の利活用は、こうした各教科等における言語活動の充実に合わせて高い効果が期待できるものであり、学校図書館を利活用した学習活動や読書活動を充実することについて、学習指導要領では次のように定めている。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（平成 20 年改訂小学校学習指導要領第 1 章総則）

※ 中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり。

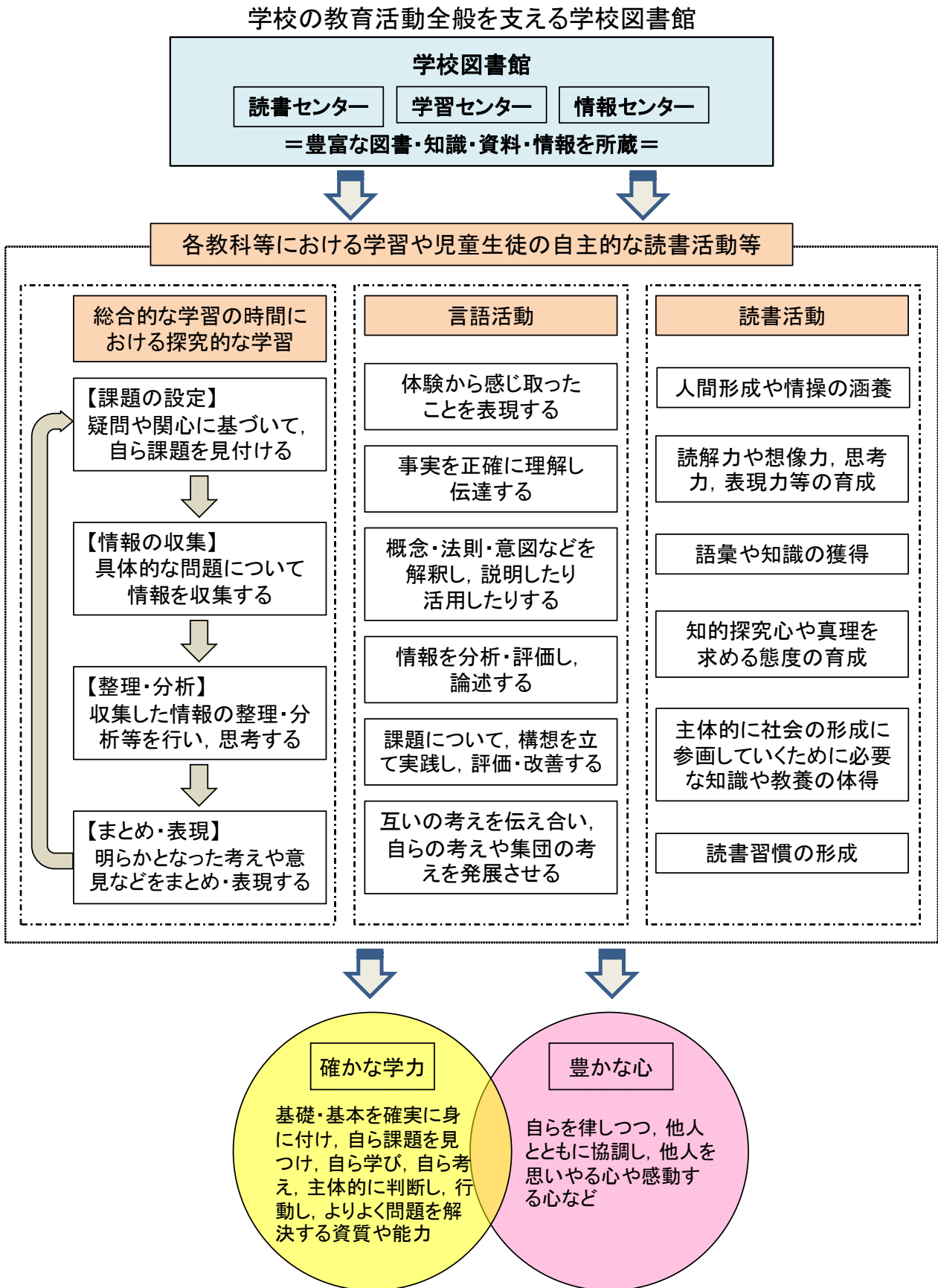
- 具体的には、例えば、学校図書館は、学習するテーマに関する背景や補足となるような知識・情報やテーマを深め発展的な学習につなげられるような資料・情報を収集したり提供したりしている。
- こうした学校図書館の図書館資料（図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）の様々な媒体のものを含む）や模型、実物等を有効に利活用することは、授業内容を深め、児童生徒の理解をより豊かにするものであり、また、多様な情報が集まる「場」として学校図書館を利活用することは、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を促すものともなる。
- さらに、学校図書館を積極的に利活用することは、総合的な学習の時間における探究的な学習を充実させる上でも極めて有効と考えられる。ここで言う探究的な学習とは、①課題の設定（疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付ける）、②情報の収集（具体的な問題について情報を収集する）、③整理・分析（収集した情報の整理・分析等を行い、思考する）、④まとめ・表現（明らかとなった考えや意見などをまとめ・表現する）を経て、そこからまた新たな課題を見付け、さら



なる問題の解決を始めるというように発展的に繰り返していく一連の学習活動のことである。

- その探究的な学習においては、学校図書館を利活用した学習を通じて、例えば、情報の収集・選択の方法、要約の仕方、レポートや新聞へのまとめ方、発表の仕方といった情報を活用するための技能を育成することも重要である。この力は総合的な学習の時間にとどまらず、各教科等において、例えば、あるテーマについてプレゼンテーションを行うといった言語活動を展開する際にも学習を支える力となる。
- 学校図書館は、この探究的な学習に役立つ資料や情報の提供、情報の収集・選択・活用能力の育成を通じて、総合的な学習の時間にとどまらず、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして各教科等の授業における学習活動を支援・充実することができる。それはまた、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導することにつながるものである。
- 読書については、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、「生きる力」を構成する「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）の育成につながるものである。
- また、読書を通じて、児童生徒は読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、読書は、知的探究心や真理を求める態度を培うほか、児童生徒が主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機ともなる。
- 読書習慣を身に付けることは、一生の財産として役立つ力ともなるため、学校の教育活動全体を通じ、読書活動に取り組むことが大切であり、このような観点からも、豊富な図書を有する学校図書館を利活用する意義は極めて大きいと言える。

【学校図書館の利活用の意義（イメージ図）】



### 3. 学校図書館担当職員に求められる役割・職務について

#### (1) 学校図書館に携わる関係者と組織について

<学校図書館に携わる関係者について>

- 学校図書館の運営に関わる主な関係者としては、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校図書館担当職員、教育委員会等があり、学校図書館の機能の充実を図っていくためには、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むことが重要である。
- 校長は、校務をつかさどる（学校教育法第 37 条第 4 項）者として、各学校の教育課程の編成に責任を有する立場から、学校図書館が当該学校の教育課程の展開に寄与するよう校内の諸条件の整備を図る必要がある。
- また、校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示することや、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。
- 教員は、児童生徒の教育をつかさどる（学校教育法第 37 条第 11 項等）者として、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実させること等に努める必要がある。
- 学校図書館を活用した授業において、教員は、学級担任又は教科担任として、授業のねらいを達成するために、全体に対して指導を行うことや個々の児童生徒の理解度に応じた適切なサポートを行うことが求められる。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどるための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の経営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案等に従事する。
- また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。
- 上記 2 つの職務は、専門的・長期的観点に立つて行うためにも司書教諭が担うことが望ましいが、司書教諭の有資格者が配置されていない場合には、一般の教員が図書館主任として上記の司書教諭の職務を担う。
- 学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。

- 学校図書館の経営・運営に関する方針や，利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等は，教育課程とどのように結びつけるのかということが重要である。したがって，一般的には，教育指導に関する専門的知識等を有する司書教諭がその立案・取りまとめに従事し，学校図書館担当職員は，図書館資料とその利活用に関する専門的知識等に基づき，必要な支援を行うという形態が想定されるが，実際には両者は協働して当たることが求められる。
- 司書教諭と学校図書館担当職員は，それぞれに求められる役割・職務に基づき，連携・協力を特に密にしつつも，具体的な職務分担については，各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮した柔軟な対応も必要となる。
- 市（特別区を含む。以下同じ。）町村や都道府県の教育委員会等は，学校図書館担当職員の任命権者等として，学校図書館担当職員の役割と重要性に鑑み，その資質能力の向上を図るための研修や学校図書館担当職員を支援するための体制整備等を適切に行うことが重要である。（詳細は，「4．学校図書館担当職員の資質能力の向上を図るための方策について」を参照。）

#### <学校図書館に携わる組織について>

- 学校は，自校で行う教育活動を充実させる観点から，自ら備える学校図書館の運営や活用，さらにはその評価に関して，組織的に対応する必要がある。
- 学校図書館に関する校内組織としては，例えば，専ら実務を担当する「学校図書館部会」や学校教育全体の視点から学校図書館の経営に関する事項を審議する「学校図書館経営委員会」等がある。これらは，図書館資料の選定・収集に関する方針や学校図書館に関する計画等に関する審議，図書委員会の指導等，学校図書館の運営・管理を全般的に行う組織として置かれることが多く，主に，司書教諭や図書館主任，学校図書館担当職員その他の関連する教職員等で構成される。こうした組織が効果的に活動するために，校長は，その組織や構成員の役割を明確化し，校務分掌に位置付けることが求められる。
- また，学校図書館をどのように機能させて学校教育を充実させるのかということや学校全体又は校内の一定の教員の集団で共有する場として，職員会議や各学年部会，各教科部会等の果たす役割は大きい。
- 学校図書館担当職員が，その役割を果たすためには，学校図書館に関する計画等の策定や学校図書館経営委員会等の活動に参画することはもとより，職員会議や学校に置かれる各種組織に参加し，学校の教育活動全体の状況を把握した上で職務に当たることが有効である。

## (2) 学校図書館担当職員に求められる役割・職務について

- 学校図書館には、大きくは「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」という3つの機能がある。学校図書館担当職員に求められる役割・職務は、これらの機能が目指すべき方向性と切り離して考えることはできず、これらに沿って学校図書館の活性化に資することを目的とするものと捉える必要がある。

### 【読書センターとして】

- 学校図書館は、児童生徒が楽しんで自発的かつ自由に読書を行う場であることが求められている。このため、学校図書館担当職員は、学校図書館がくつろぎ、進んで読書を楽しむために児童生徒が訪れるような読書活動の拠点となる環境整備を行うことに加え、学校における読書活動の推進及び読む力の育成のための取組を、司書教諭と協力して行うことが求められる。

### 【学習センターとして】

- 学校図書館は、学校における教育課程の展開に寄与することが求められている。このため、学校図書館担当職員は、当該学校における教育課程・内容を理解することに努め、授業のねらいに沿った資料を司書教諭や教員と相談して整備することや、日頃から教員と学校図書館の利活用に関する情報共有等を行い、積極的にコミュニケーションを取ることが求められる。
- また、今後、学校図書館を学習センターとして機能させ、授業での活用を推進するためには、学校図書館担当職員の能力・経験や学校の実情に応じて、学校図書館担当職員がティーム・ティーチングの一員として、教員の主導で行う学校図書館を活用した授業において、児童生徒に指導的に関わりながら学習を支援することも求められる。

### 【情報センターとして】

- 情報化社会と言われる近年、これからの未来を生きていく児童生徒の情報活用能力の育成が大きな教育的課題となっている。このような状況を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料を活用して児童生徒や教員の情報ニーズに対応することや児童生徒に対する情報活用能力の育成を目的とした指導が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な教材・機器や授業構成等について、教員と事前の打合せを行うことも求められる。
- このように、学校図書館の主たる3機能に応じ、学校図書館担当職員には各種の役割が求められるところであるが、他方、各学校に配置されている学校図書館担当職員は、勤務形態や経験年数、保有する資格等の状況が各々により様々である。
- こうした実情を踏まえると、全ての学校における学校図書館担当職員が同一の職務を行っていくことを求めることは、必ずしも学校現場の実態には沿わないと考えられる。しかしながら、平成24年度から学校図書館担当職員の配置に係る地

方財政措置が講じられ、今後全国において配置の拡充が期待されている中、平成19年に改正された学校教育法や現行学習指導要領が示す「生きる力」を学校図書館の効果的な利活用を通じて育てていくためには、司書教諭とともに、学校図書館に関する種々の教育活動に携わる学校図書館担当職員が担う職務の在り方について、関係者間で一定の共通理解を有しておくことは極めて重要なことである。

- 11 ページ以降に掲げる「学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準」においては、学校図書館の主たる3機能に応じて求められる学校図書館担当職員の職務の標準を具体的に示すが、その際、それらの職務をその性格に応じて再構成し、①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けて例示することとする。

【学校図書館担当職員の職務（イメージ図）】



※ ここでは学校図書館に係る業務のうち学校図書館担当職員の職務に絞って図示したが、学校図書館担当職員が実際に業務を行うに当たっては、司書教諭等の学校図書館に係る教職員と協働・分担することが求められる。

- 校長等の管理職や司書教諭、学校図書館担当職員が、自らの現状を捉え、それぞれの職務について改善・充実させるとともに、各学期や各年度ごとに学校図書館としての活動の振り返りを組織的に行うことにより、学校図書館の運営・活用・評価の活性化につなげていくことを期待したい。

【学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準】

※ ここに掲げる職務は、学校図書館担当職員が担うことが求められるものであるが、これらの全てを学校図書館担当職員が単独で扱うという趣旨ではなく、職務の内容に応じて、司書教諭等の学校図書館に関係する教職員と協働・分担して当たることが求められるものである。また、個々の学校や学校図書館の状況、校種により、それぞれの学校図書館担当職員が担う職務の優先順位や校内における役割の分担方法は異なってくる。

①. 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務

図書館資料の管理	図書館資料の選定，収集，廃棄 ◇教員・児童生徒の要望や蔵書構成を考慮した資料収集方針や選定基準，廃棄基準の作成 ◇選定基準に沿った図書館資料の選定 ◇教育課程の展開に必要な資料や情報の選定・収集
	図書館資料の発注，受入，分類，登録，装備，配架，保存，補修，廃棄 ◇日本十進分類法（NDC）等による配架 ◇蔵書点検，書架点検などの蔵書管理，目録等資料検索手段の整備
	図書館資料の展示 ◇新着本の別置，テーマ別展示，面出し（書籍の表紙を見せる）など関心を高める展示
	学級文庫等における資料管理 ◇定期的な内容の更新
施設・設備の整備	施設案内・利用案内・書架案内の設置 ◇館内配置図・分類別の書架表示（棚表示）の作成，館外の掲示
	環境整備，保守・点検 ◇ゆとりある読書スペースや学習スペースの工夫 ◇書架や館内のレイアウトの改善，デッドスペースの解消 ◇空調・照明などの室内環境の整備，防災・減災等安全管理への対応（転倒防止等の配慮）
	情報機器の整備・管理

	<p>◇学校図書館管理システム，情報検索用のコンピュータや各種電子資料の再生機器の維持管理</p>
学校図書館の運営	<p>他の学校図書館や公共図書館等との連携，学校図書館担当職員間の協力</p> <p>◇相互貸借，資料データ等の交流・共有</p>
	<p>広報・渉外活動</p> <p>◇学校図書館便り・学校図書館ウェブサイトの作成・管理</p>
	<p>学校図書館の運営に関する業務</p> <p>◇学校図書館に関する計画等の作成</p>
	<p>予算編成・執行業務</p> <p>◇学校図書館に係る予算案の作成</p> <p>◇適正かつ計画的な予算執行</p>
	<p>利用実態調査，集計・評価</p> <p>◇貸出冊数，分類別蔵書数，利用記録の管理</p> <p>◇学校図書館を活用した授業等に関する調査</p> <p>◇学校図書館に対する要望の把握</p>



②. 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務

館内閲覧，館外貸出	利用案内，図書館資料の提供 ◇閲覧環境の整備 ◇利用者の予約やリクエストへの対応，延滞者への対応 ◇他館からの取り寄せ，他館への貸出
ガイダンス	学校図書館利用の指導・ガイダンス（オリエンテーション等） ◇児童生徒及び教職員に対する学校図書館の利用方法のガイダンス ◇開館時間や貸出可能冊数等の利用方法に関する掲示資料等の作成
情報サービス	レファレンスサービス・調べもの相談，フロアワーク ◇質問の受付，文献やデータベースを利用した調査・回答 ◇他の情報専門機関への照会・案内 ◇対応記録の蓄積とその活用 ◇図書館資料や検索ワードの選択に関する助言 ◇目次・索引等の利用方法に関する説明
	情報検索，情報の収集・記録・編集のアドバイス ◇ネットワーク情報資源の把握 ◇オンラインデータベース，情報源の検索方法等の助言
読書推進活動	読書推進活動の企画・実施 ◇読書に親しませ，習慣化させていく支援 ◇読み聞かせ，ブックトーク <sup>*2</sup> ，アニメーション <sup>*3</sup> ，ストーリーテリング <sup>*4</sup> 等の児童生徒と本をつなげる活動 ◇本の面白さや読書することの楽しさを伝え，読書意欲を高めていく活動
	児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った図書館資料の案内・紹介

\*2 あるテーマを基に，あらすじや著者紹介等を交えて，本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

\*3 子供たちに読書の楽しさを伝え，子供が生まれながらに持つ「読む力」を引き出すためにクイズ等を用いて行う読書指導方法。

\*4 語り手が物語を暗記し，本を見ずに語ることで，聞き手は頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。

- ◇児童生徒個々人の読書状況を把握し，読書意欲を持たせ，読書体験を深める手立ての工夫
- ◇薦めたい本やテーマ別又は教科書の単元に関連した図書等のブックリストの作成・展示

③. 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務

教科等の指導に関する支援	<p>授業のねらいに沿った図書館資料の紹介・準備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇各学年・各教科等に関する教育課程の目標・内容の理解</li> <li>◇効果的な図書館資料の紹介・準備・提供</li> <li>◇資料リストやパスファインダー<sup>*5</sup>の作成・提供及び取り上げた資料の展示</li> </ul>
	<p>学校図書館を活用した授業を行う司書教諭や教員との打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇授業の目的・内容・展開等，授業づくりに関する概要の把握</li> <li>◇授業の中で指導される情報活用能力のスキルに関する事項</li> <li>◇個別指導，レファレンスや情報提供のタイミングや方法などの役割分担についての共通理解</li> </ul>
	<p>学校図書館を活用した授業への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇辞書の引き方，目次・索引の利用法，日本十進分類法（NDC）等の図書館資料の活用の仕方についての説明</li> <li>◇ティーム・ティーチングの一員として児童生徒に指導的に関わる学習の支援</li> </ul>
	<p>学校図書館の活用事例に関する教員への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇教育効果が高いと思われる事例等の紹介</li> <li>◇教員の教材研究への協力</li> <li>◇学校図書館の活用に関する各種コンクール情報や研修に関する情報の周知</li> </ul>
	<p>学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化・展示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇保存・データベース化した物の適切な整理・管理，教員への情報提供</li> </ul>
特別活動の指導に関する支援	<p>委員会活動・読書クラブ等に対する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇図書委員会等の委員会活動が円滑に行えるような支援</li> <li>◇児童生徒の自主的な活動に関する助言</li> </ul>
	<p>文化祭や修学旅行等，学校行事に関わる資料の掲示・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童生徒の関心を引くトピックの工夫，掲示・提供の時期</li> </ul>

\*5 特定のテーマに関する資料や情報を探すための手順や資料をまとめたもの。

	及び掲示場所・掲示方法の工夫
情報活用能力の育成 に関する支援	資料の検索方法やデータベースの利用方法についての指導に関する支援 ◇情報機器活用についての個別支援
	調べ学習 <sup>*6</sup> に関する支援 ◇児童生徒の学習段階・学習内容に合わせた多様な情報源の収集 ◇適切な資料や情報の選択に関する助言 ◇検索ワードや検索サイトの選択に関する助言

＜特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校図書館の利活用を目指して＞

特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、マルチメディアデイジー<sup>\*7</sup>、大活字本、LLブック<sup>\*8</sup>等の教材を活用することが効果的であり、各学校においては、視聴覚資料の整備に配慮するとともに、公共図書館との連携により、それらの資料を借用することも有効である。

とりわけ、読むことへの困難を抱えている児童生徒には、親しみが感じられるように声をかける、一緒に図書を探す、個別に読みやすい図書を紹介する等、担任と連携しながら、学校図書館の活用を促したり、読書への関心意欲を高めたりすることにより、児童生徒自身による読書の習慣化を支援していくことが大切である。また、授業においては、担任との協力の下、児童生徒と一緒に資料を読んだり、その内容を解説したりするなどして、児童生徒の様子を見守りながら資料活用の支援を行うことも有効である。

また、ユニバーサルデザイン<sup>\*9</sup>の観点を取り入れ、使いやすさに配慮した学校図書館の環境づくりと児童生徒の障害に応じた図書館資料の収集について、教員等と協力して計画的に進めることが求められる。

\*6 一般に、主題の設定から調査方法の吟味、資料の収集と選択、調査活動、レポートの作成、発表会などの開催等の段階を通した一連の学習。

\*7 紙媒体を読むことが困難な者を対象とした、文字・音声・画像を同時に再生する電子図書。

\*8 簡易なストーリー展開で語彙数や登場人物も少なくした、やさしく読める本。

\*9 年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。（『広辞苑 第六版』新村出/編 2008）

### (3) 学校図書館担当職員に求められる資質能力について

- 学校図書館担当職員には、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する資質能力を備えていることが求められる。
- 前節においては、学校図書館の主たる3機能に応じた標準的な職務を①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務として例示したが、こうした学校図書館担当職員に求められる資質能力の観点から、学校図書館担当職員に求められる最も基本的な役割を再整理すると以下の2つとなる。
  - 児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、利用者から資料に関する質問を受けた際には適切な資料の提供及び利用の支援を行うこと。(学校図書館の「運営・管理」に関する役割)
  - 学校図書館を活用した授業等の教育活動を推進・充実させるため、教員等と日常的にコミュニケーションを図りつつ、児童生徒の発達の段階や学習指導要領に基づく各学年・各教科等の学習内容に応じ、図書館資料の活用や教員との協働等を通じて、授業等の教育活動に協力・参画すること。(児童生徒に対する「教育」に関する役割)
- この2つの役割に基づき、専ら学校図書館に関する職務に従事する学校図書館担当職員に求められる専門性としては、①学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能と、②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能が考えられる。
- 学校図書館担当職員が学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるためには、例えば、以下のような専門的事項に係る知識・技能を習得することが求められる。
  - ・学校における学校図書館の意義に関すること
  - ・情報や資料の種類や性質に関すること
  - ・図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること
  - ・情報機器やネットワーク、情報検索に関すること
  - ・学校図書館の施設・設備の管理に関すること
  - ・著作権や個人情報等の関係法令に関すること
- また、児童生徒に対する「教育」に関する活動に携わるためには、例えば、以下のような専門的事項に係る知識・技能を習得することが求められる。
  - ・児童生徒の発達に関すること

- ・学校教育の意義や目標・学校経営方針に関すること
  - ・学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること
  - ・学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関すること
  - ・発達の段階に応じた読書指導の方法に関すること
  - ・校務や学校における諸活動に関すること
- 学校図書館担当職員は、こうした専門的事柄に係る基本的な知識・技能を習得し、それらを基に教職員との協働を図りつつ、学校教職員の一員として教育活動にかかわる心構えを持つことが求められる。学校図書館担当職員は、このような意識を持ち、学校図書館の適切な運営・管理や学校図書館を利活用した教育活動に協力・参画することにより、学校図書館の機能を十分に高め、児童生徒の学びの質を向上させ、ひいては児童生徒の健全な教養の育成に寄与することができると思われる。

#### 4. 学校図書館担当職員の資質能力の向上を図るための方策について

- 近年、各地方公共団体において、学校図書館担当職員の配置充実が進められてきている。文部科学省による調査結果において、学校図書館担当職員を配置する小中学校は、平成 19 年度から 24 年度までの 5 年間で 35.7%から 47.8%へ、中学校でも 37.1%から 48.2%へとそれぞれ増加しており、厳しい財政状況の中でもその必要性が強く認識されていることがうかがえる。
- 平成 24 年 5 月現在、全国の小・中・高等学校における学校図書館担当職員の数は約 2 万人余に上っており、これは今後も増加していくことが見込まれるが、他方、個々の学校における状況に目を転じると、勤務形態や経験年数、保有する資格等の状況について、それぞれ実態が異なっており一様ではない。
- また、学校図書館担当職員の中には、各地方公共団体の採用条件によっては学校教育一般や学校図書館の運営・管理に関する専門的な知識を持たずに当該職に就いている者もあり、現状としては、それらについて教示する先輩職員が校内にいないことが多いほか、研修等の取組も十分には行われていない場合があり、全国的にその資質能力の向上を図るための環境が整備されているとは言い難い。

##### (1) 教育委員会における取組の充実

- このような中、平成 25 年 5 月に閣議決定された『第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』においては、「地方公共団体は（中略）学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質能力の向上を図るための取組を行うことが期待される」と、地方公共団体による学校図書館担当職員の資質能力の向上への貢献に期待が寄せられている。
- こうした実態や背景等を踏まえれば、各教育委員会においては、学校図書館担当職員の水準を維持し、その資質能力の向上について、それぞれの教育目標や基本方針、地域の状況を踏まえつつ、効果的かつ現実的な方策を立て、実行していくことが必要である。
- また、学校図書館担当職員がその職務を十分に果たす環境を整備するためには、学校図書館の利活用の意義、当該職員の役割・職務やその配置による効果等について学校の管理職をはじめとする学校図書館に携わる関係者に分かりやすい形で周知し、理解を広めることが求められる。

##### 【学校図書館担当職員を対象とした研修】

- 学校図書館担当職員の資質能力の向上を図るために地方公共団体が実施することができる具体的な取組として、まずは研修の充実が挙げられる。

- 市町村教育委員会は公立小・中学校等の設置者として、都道府県教育委員会は公立の高校や特別支援学校等の設置者として、当該学校の学校図書館担当職員を任用する立場にあることから、自らの学校に配置する学校図書館担当職員の資質能力の向上を通じた業務の効果的・効率的な実施を期するため、意図的・計画的に研修の機会を設定することが求められる。<sup>\*10</sup>
- 市町村教育委員会の場合、その規模によっては、学校図書館担当職員を配置していたとしても、その人数規模から単独での集合研修を実施しにくい状況も考えられるため、複数の市町村教育委員会が合同・協力して研修を実施したり、広域自治体である都道府県教育委員会が指導的な立場を発揮して研修機会を設定したりするなどの実施方法・体制の工夫も期待される。
- 研修の内容については、「3（3）学校図書館担当職員に求められる資質能力について」において示すとおり、学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能や、児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための学校教育一般に関する知識・技能の2つの分野を基軸に構成することが適当であり、その上で、学校図書館担当職員となる者個人の有する知識・技能等に応じて、2つの分野が適切なバランスで受講されるよう配慮する必要がある。
- 研修を実効性ある形で実施するためには、初めて学校図書館担当職員として勤務することになった者の知識・技能に応じた初任者向けの研修、継続的に自己の知識・技能を更新して業務の質を高めていくために必要な研修等、職務経験や能力に応じて研修内容の構成を工夫して設定することが必要となる。
- また、学校図書館担当職員のみを対象とする研修の企画・実施のほか、学校図書館担当職員が司書教諭等とともに受講できる、広く学校図書館関係教職員を対象とした研修の企画・実施は、司書教諭と学校図書館担当職員の業務の相互理解や連携促進に効果が期待できるのみならず、学校図書館担当職員が学校教育一般に対する理解を深めることができるという観点からも有効である。

**【学校図書館担当職員を支援するための教育委員会の体制構築】**

- 学校図書館担当職員は各学校に1人の配置であるケースが多く、日常的な疑問や悩みをすぐに相談できる先輩・同僚職員が身近にいない状況にある。その際、日常的な疑問等を相談することができ、解決方法を示せる経験や能力を有した窓口となる存在を設定することが、学校図書館担当職員の業務の質の向上に関して高い効果を発揮する重要な取組となり得る。
- このため、教育委員会においては、各学校の学校図書館担当職員に対して指導・

---

<sup>\*10</sup> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）にいう一般職に属する地方公務員の場合、同法第39条第1項により、「研修の機会が与えられなければならない」とされている。



助言を行うことができる体制を整備することが有効であり、その際は、教育委員会事務局の担当課や教育センターにおける学校図書館担当指導主事や支援スタッフがその役割を担うことが期待される。

- また、近隣の学校に勤務する学校図書館担当職員同士の情報交換や研修会を設定することも高い効果を有すると考えられるため、教育委員会がそうした場を設けることや、学校図書館を担当する指導主事等のスタッフ、又は経験豊かな学校図書館担当職員等がそういった場でのコーディネート役を担うなどの取組も望まれる。
- さらに、学校図書館担当職員が日常的に手元に置き、必要に応じて参照することができるような業務の手引やマニュアルを学校図書館担当職員に期待する業務の内容に応じて作成することも、複数の教育委員会で取り組まれている有効な手段である。インターネットを活用した情報サイトや映像資料により、学校図書館担当職員の業務を紹介するという先進的な事例もある。

## **(2) 学校における取組の充実**

- 学校図書館担当職員が勤務する学校における日常的な取組の中においても、学校図書館担当職員の資質能力の向上と学校教職員による学校図書館の支援体制の確立のための種々の取組を盛り込むことが可能である。
- 学校図書館担当職員が授業に参加・協力するためには各教科等の目標や内容についての理解を深めることが不可欠であるのは当然であるが、校内研究授業や日常の授業を参観することを通じて授業における教員や児童生徒の様子を知ることが、通常の教育活動の中で取り組むことができ、各教科等の授業展開や児童生徒に関する理解等、学校教育一般に対する理解を深めることができる有効な手法である。
- また、司書教諭や各教科等や生徒指導などの各分野の担当教員と日常的に交流を持ち、積極的に連絡・相談し合うことはもとより、専門的知識の伝達を受ける機会を校内において意識的に設定することや、学校職員として求められる服務についての理解を促すために学校管理職から説明を行うなどの取組も期待される。
- さらに、学校図書館の利活用に関することをテーマとする校内研修においては、その一部について学校図書館担当職員に講師を担当させることにより、その学校図書館担当職員自身の資質能力の向上にも有効と考えられる。
- 学校図書館に携わる関係者において、近隣校と連携し、先進的な学校図書館での学習活動や読書活動を参観したり教材研究の成果等を共有したりすることは、学校図書館担当職員自身の資質能力の向上だけでなく、地域や学校全体として学校

図書館の機能を底上げすることにつながると考えられる。

- 自校だけでなく地域全体として学校図書館担当職員の資質能力の向上を図る観点からは、学校図書館担当職員が協力・参画して行う授業を他校の学校図書館担当職員をはじめとする学校図書館に携わる関係者が参観できるように、公開授業とする取組も効果が高いと考えられる。

### **(3) 国における取組の充実**

- 国においても、全国的な教育水準の確保のために都道府県教育委員会等に必要な指導・助言を行う立場から、学校図書館担当職員の資質能力の向上について一定の役割を担っていくことが求められる。
- 学校図書館の利活用を図るための方策として、また、未配置の地方公共団体や学校に対してその配置を促す観点からも、学校図書館担当職員が協力・参画した各教科等における授業の事例を、文部科学省が収集して実践事例集を作成し、全国の学校や教育委員会に普及することが有効である。
- また、学校図書館担当職員の資質能力の向上も含め、文部科学省において、都道府県・指定都市教育委員会の学校図書館担当指導主事を対象に、国の施策の説明、優れた取組に関する情報提供、研究協議等を行う連絡協議会を定期的に企画・実施することが期待される。
- さらに、学校図書館の振興を目的とする民間の団体が実施する、学校図書館担当職員の資質能力の向上に向けた取組に対し、文部科学省が各種の協力を行うことも期待される。
- なお、本章の内容は主に公立学校を念頭に置いたものとなっているが、国私立学校においても、それぞれの設置者で取り組むことや教育委員会における取組と連携・協力すること等により、その学校図書館担当職員の資質能力の向上方策の充実に努められたい。

## 5. より良い学校図書館を目指すために

### (1) 学校図書館の充実に向けて

- 本協力者会議は、学校図書館担当職員の役割及びその資質能力の向上について検討を行い、第3章において学校図書館担当職員に求められる役割・職務について、第4章において学校図書館担当職員の資質能力の向上を図るための方策についてそれぞれ一定のまとめを行った。
- しかしながら、学校図書館担当職員の活動の活性化を通じた学校図書館の充実を図るためには、学校図書館担当職員に関する方策だけでなく、学校図書館全体の方策を講じることも必要であり、本章においては、その点について主に述べる。
- 学校図書館を有効に機能させていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員による努力だけでなく、学校の管理職をはじめとする学校図書館に携わる関係者間において、学校図書館の利活用の意義や学校図書館担当職員の役割・職務等についての十分な理解が形成されることが必要不可欠である。
- このため、文部科学省や教育委員会においては、学校図書館担当職員の資質能力の向上を図る取組だけでなく、教育委員会の学校図書館担当指導主事、校長等の管理職や司書教諭を対象として、学校図書館の利活用の意義、学校図書館担当職員の役割・職務やその配置による効果等について分かりやすい形で周知し、理解を広めることが求められる。
- とりわけ、学校図書館担当職員と両輪となって学校図書館の運営に当たる司書教諭を対象とした研修等の機会の充実を図るべきである。研修内容にもよるものの、司書教諭と学校図書館担当職員間で学校図書館や両者それぞれの役割に関する共通理解を持たせるため、合同研修の形態を取ることも有効と思われる。
- 司書教諭は、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に教員に助言することが期待されていることに鑑み、これらの活動については、特に充実させる必要がある。
- また、教育委員会においては、学校図書館において司書教諭が果たす役割や学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定等を踏まえ、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、担当授業時間数の軽減も含めた校務分掌上の工夫に取り組むとともに、11 学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが望まれる。
- さらに、学校図書館担当職員の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に関する前向きな検討とともに、学校図書館担当職員の職務の特性から、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、その配置や

支援を継続して行うことが大いに期待される。

- なお、学校図書館担当職員の配置が進み、その資質能力が向上することで学校図書館の機能が向上したとしても、司書教諭や一般の教員の果たすべき役割が変わるものではなく、児童生徒の教育については、常に教員が責任ある立場で臨むことが必要であることは言うまでもない。
- 教育委員会や学校においては、学校図書館が、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としていることに鑑み、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込むことや学校評価の項目・指標とすることが期待される。
- また、学校図書館と公共図書館等との連携・協力により、公共図書館資料の学校への貸出、公共図書館司書等による学校への訪問、学校図書館におけるレファレンスサービス等への協力等を進めていくことも、学校図書館担当職員の資質能力の向上に加えて、学校図書館の機能の向上に役立つと考えられる。
- 学校図書館に携わる関係者においては、学校図書館を児童生徒がいつ訪れても落ち着くことができる、安らぎのある環境に整えておくことが、その機能を発揮させる前提となることに配慮する必要がある。
- 文部科学省においては、学校図書館の利活用の意義について学校図書館の関係者にとどまらず、広く社会全体の理解を得るための普及啓発を行うことや、学校図書館担当職員と協働して事に当たる司書教諭の役割・職務についても、より分かりやすい形で明示することが期待される。また、昭和 23 年に刊行されて以来、昭和 62 年の『小学校、中学校における読書活動とその指導—読書意欲を育てる—』の 11 冊目を最後に刊行されていない、いわゆる「学校図書館の手引」について、今日までの学校図書館に関する諸施策を踏まえた新刊の刊行が期待される。

## (2) おわりに

- 児童生徒に生きる力をはぐくむため、学校図書館の機能を生かした効果的な利活用が求められる中、学校図書館の運営や児童生徒に対する教育活動に携わる資質能力を兼ね備えた学校図書館担当職員の配置の充実に対する期待は、各地方公共団体や学校において今後ますます高まっていくであろう。
- 現に学校図書館担当職員である者やこれから学校図書館担当職員になる者におかれては、今日の学校教育を取り巻く状況の中で自らに期待されている役割についての認識を一層強くし、求められている資質能力の向上に絶えず努めていくことで、学校図書館に関する教育活動の充実に向けて貢献しつつ、学校教育の発展、児童生徒の成長・発達に寄与していただきたい。

- そして最後に、学校図書館担当職員以外の学校の教職員をはじめとする学校関係者におかれては、学校図書館が学校の中に設置されていることの意味について改めて考えを深められるとともに、そのために、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるよう、各々が、それぞれの立場で環境を整えることに御配慮をいただくよう切にお願いします。



## 6. 参考事例

### (1) 学校図書館担当職員の活躍事例

学校種	学校名	掲載ページ
小学校	茨城県日立市立油縄子小学校	28, 29
	富山県高岡市立博労小学校	30, 31
	長野県茅野市立米沢小学校	32, 33
	福岡県新宮町立新宮小学校	34, 35
中学校	山形県村山市立葉山中学校	36, 37
	神奈川県相模原市立鶴野森中学校	38, 39
	香川県宇多津町立宇多津中学校	40, 41
	福岡県宇美町立宇美南中学校	42, 43
高等学校	埼玉県立草加東高等学校	44, 45
	三重県立宇治山田商業高等学校	46, 47
	和歌山県立神島高等学校	48, 49
	高知県立高知農業高等学校	50, 51
特別支援学校	三重県立盲学校	52, 53
	鳥取県立皆生養護学校	54, 55

# 自ら本に手を伸ばす子どもを育てるための学校図書事務員の取組

茨城県日立市立油繩子小学校

本校は、子どもたちがよりよく生きるためには、主体的な読書の習慣化を図ることが重要であると考え、長年にわたり読書活動に力を入れています。

司書教諭と学校図書事務員が連携し、学校全体での協力体制を整えたことにより、子どもの年間の読書量が増えています。

## 1. 日立市の学校図書館について

本市は、各小中学校に1名ずつ学校図書事務員（非常勤嘱託員）を配置し、いつも学校図書館を開館しています。図書の貸し出しや返却、蔵書点検の仕方、図書の購入等の具体的な実務については、『日立市学校図書館運営マニュアル』に示されているので、マニュアルで確認しながら仕事をしています。

また、定期的に研修も行われます。

### ●読書活動推進研修会への参加

学校図書事務員を対象にした教育委員会主催の研修会が年に3回開かれます。

子ども読書活動推進アドバイザーからのお話を聞いたり、実務の研修をしたりします。毎回楽しみにしているのは、各校の実践について情報交換ができることです。

それぞれの学校では、子どもたちに学校図書館へ足を運んでほしい、たくさん本を読んでほしいという思いから、さまざまな工夫をしています。本の配架の仕方やラベルの貼り方、図書館全体の環境構成、読書週間のイベントのことなど、この研修会でたくさんのヒントをもらって学校に戻ったらすぐに行ってみています。



## 2. 本校の取組について

自ら本に手を伸ばす子どもたちを育てるために、学校図書事務員として次の3つを大切にしています。

- ◎先生方との連携
- ◎学校図書館の環境構成
- ◎市立図書館との連携

### (1)先生方との連携

本校は、読書活動の推進に対して、先生方の意識が高く、大変協力的です。日々忙しい中で、先生方に読書への関心を持ち続けてもらい、学校図書館を積極的に活用してもらうために、次のことが大切であると考え、実践しています。

### ●司書教諭、図書主任との連携

新年度には、それぞれの役割を確認するとともに、学校図書館全体計画と年間活動計画をもとに行事等の見通しをもちます。また必要に応じて打合せを行います。

〈年間活動例〉

- ・朝読書やブックトーク
- ・先生と図書委員（児童）による選書
- ・先生、保護者、図書委員による読み聞かせ
- ・学級文庫の希望調査
- ・読書強調月間（学期1回）
- ・図書委員会の活動 等

### ●休み時間や放課後に担任の先生とコミュニケーション

- ・子どもの読書傾向について
- ・子どもの学校図書館の利用状況について
- ・各教科で必要な図書資料について

### ●図書館から情報を発信





## (2) 学校図書館の環境構成

学校図書館は、子どもと本をつなぐ学びの場です。子どもたちが足を運びたくなるような、そして、本に手を伸ばしたくなるような工夫をしています。

### ●おすすめのコーナーの設置

月ごとにテーマを変えて選書し、図書館の中央テーブルに配置します。本を平積みにして表紙を見せることがポイントです。

〈テーマ例〉 ・先生のおすすめの本  
・自由研究に役立つ本 ・季節の本 等



### ●書棚にオリジナルコーナーの設置

子どもたちが本を選びやすいようにするために、図書館の書棚には分類番号だけではなく14のコーナーを設けています。〈コーナー例〉最新本、教科書に出てくる本、茨城県や日立市の本、戦争の本、詩や俳句の本、総合的な学習の時間の本等



子どもたちが、市立図書館を利用するときに困らないように、本の分類とラベルを市立図書館に合わせています。絵本なら、日本、外国、創作、民話を色分けして、誰にでも分かるようにしています。

### ●リクエスト本コーナーの設置

子どもたちが読みたい本や、購入してほしい本をリクエストできるように、コーナーを設置しています。人気の本は、30人待ちというときもあります。リクエストの状況は、図書を購入するときの選書にも大いに役立ちます。



## (3) 市立図書館との連携

### ●授業用図書館資料搬送サービスの利用

「学習で使いたい本は、必ずそろえる」ことをモットーに仕事をしています。先生や子どもたちに尋ねられたら、学校にある本は何冊で、どのような本があるかもすぐに答えられるようにしています。

しかし、学校図書館が学習・情報センターとしての機能を果たすには、図書資料が十分とは言えません。そこで、先生方と打合せをして、計画的に市立図書館の授業用図書館資料搬送サービスを利用しています。

### ●小学校巡回図書の活用

科学絵本・読み物が40冊パックされたものを1か月借りられます。子どもたちが興味を持つ本がたくさん届くので大人気です。



### ●リサイクル図書の活用

市立図書館で除籍処分となった本を譲り受けて学級文庫などで利用しています。

# 「直接的支援」及び「教育指導への支援」に関する職務について

富山県高岡市立博労小学校

本校では、『めざせ！17896（いーなばくろう）…一人56冊』をスローガンに掲げ、学校図書館を身近に感じ、進んで本に親しむ子を育てたいと考えています。また、読書の幅を広げ、質の向上を目指して読書活動を工夫しています。

## 1. 直接的支援について

### 【館内閲覧・館外貸出】

#### ●利用案内、読書案内

##### 《図書便り「青空図書室」の発行》

児童を対象に隔月で図書便りを発行しています。新着本やおすすめ本の紹介、イベント等のお知らせに加え、配置図やチャート式でマナーを学ぶコーナー等、楽しく読める紙面を心がけています。また、ファミリー読書の感想を掲載した際には、保護者へのメッセージ欄を設け、理解と協力をお願いしました。

##### 《おすすめ本のコーナーづくり》

季節や時事に合わせたコーナーを作っています。2学期には「魔女の本」（ハロウィン）と「とやまの本」（ふるさと富山読書月間）のコーナー等を作りました。また、時事に合わせたおすすめの本に新聞記事等を添えてカウンター横に設置し、子どもたちの興味を引くように工夫しています。



### 【読書推進活動】

#### ●読書推進活動の企画・実施

##### 《「読書ビンゴ」の取組》

昨年度は「おすすめの本30冊」を実施しました。これは、指定図書を全て読むと、特製のしおりがプレゼントされるというものです。この活動により、子どもたちの読書への意欲が高まりました。

そこで、今年度はこれを発展させ、年間で「読書でビンゴ」に取り組んでいます。これは、低・中・高学年ごとに3ジャンルに分けて選定された本をビンゴ形式で読んでいくもので、様々なジャンルの本に親しむことをねらいとしています。

3ジャンル全てでビンゴすると、名前を掲示し、特製しおりをプレゼントしています。

#### ・選書

本の選定は、高岡市学校図書館教育部会選定「おすすめの本」をベースに司書が行いました。「伝記の本」等、指定図書に幅をもたせることで、本を選ぶ楽しみにも配慮するようにしました。

#### ・コーナーやラベルの工夫

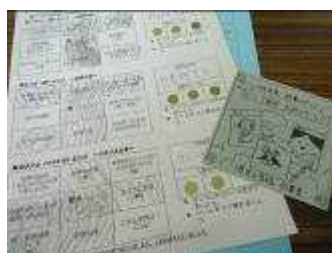
低学年は図書室内にコーナーを設け、取り組みやすくしました。中・高学年はあえてコーナーを設けず、本に「ビンゴ」と書かれたラベルを貼りました。それにより、「星の本はここにあるよ」「この本おもしろかったよ、次はこれにすれば」などと、友達同士で声をかけ合っ

#### ・達成者の掲示と特製しおり作成

達成者の名前を図書室の掲示板で発表しています。特製の「銀のしおり」は、通常1日1冊貸し出しのところを2冊借りることができます。4回使用でき、1回使うごとにクラフトパンチで隅に穴を開けていきます。しおりのデザインは司書が行い、3ジャンルをモチーフにしたキャラクターを描きました。

#### ・意欲の持続への支援

1年間という長い取組では、子どもたちの意欲を維持するのが大変です。そこで、2学期初めに行われた図書集会で図書館司書の時間を設け、ビンゴの本の紹介や、読書が苦手な子どもに対する呼びかけを行いました。





## 【ガイダンス】

### ●学校図書館利用のガイダンス

年度の初めに全クラスに対しマナーとルールのオリエンテーションを行っています。その時に、マナーは周囲への思いやりであることを伝え、今後、公共図書館等を利用する際も自分で考えて行動できるように呼びかけています。また、1年のスタートとなるため、単なる説明ではなく、期待感を高める内容となるように工夫しています。

#### ・1年生へのオリエンテーション

各クラス1時限で実施しています。パネルシアターで説明をした後、パネルを使いながらマナーを確認していきます。貸し出しと返却の方法は実演します。また、図書室のイベントの様子等を伝え、図書室利用への意欲を高めるようにしています。

#### ・2～6年生へのオリエンテーション

各クラス1時限の半分で実施しています。昨年の読書活動を振り返った後、クイズ形式でマナーの確認をします。今年度の読書スローガンを全体で確認し、読書意欲を高めるような結びとなるように心がけています。

## 2. 教育指導への支援について

### 【教科等の指導に関する支援】

#### ●資料紹介・準備・提供

##### 《学習に寄り添った資料の収集》

#### ・選書

資料室としての機能を高めるために日頃から蔵書を整備しています。年初には巡回図書を利用して、全ての先生方に必要な資料を聞くほか、市内小中学校の図書館司書研修会でも情報を交換し、十分な情報を備えた使いやすい資料を収集するように努めています。また、年間授業計画からどの時期にどのような資料が必要かを把握し、資料に不足があると思われる場合は、市立図書館や他校から貸借して備えています。

#### （実例）

野菜を栽培する生活科の授業では、調べる対象が1つの野菜に集中し、資料が不足したため、市立図書館と他校からの貸借を行いました。

#### ・提供

高学年には、個人貸し出し以外に学習資料としての貸し出しにも対応しています。また、

「国語の教科書で紹介されている本」「昔話」等のコーナーを作り、授業から発展した読書ができるようにしています。

### 《地域資料の収集》

小学生が活用できる「地域に関する資料」を収集することは、難しい状況にあります。そこで、市内小中学校図書館司書間で情報の共有化を進め、各校の蔵書資料をリスト化し、学校間貸借で利用できるようにしています。また、日頃からパンフレットの収集整理や新聞の切り抜き記事の保管等に努めています。

#### （実例）

町名の由来について調べる総合的な学習の授業では、

- ・本校の蔵書
- ・市立図書館資料・禁帯出本のコピー
- ・公共機関HPの資料
- ・新聞切り抜き

等を収集し、提供しました。実際に調べ学習が始まってからも個々の相談を受け、地元公民館等へも連絡し資料の保有を確認するなど、支援活動を続けました。

### 【特別活動の指導に関する支援】

#### ●図書委員会の指導に対する支援

図書委員会に毎回出席し、支援に努めています。図書委員が低学年に読み聞かせをする「出前紙芝居」では、紙芝居や大型絵本を市立図書館から準備し、読み方の指導を行いました。また、図書集会で行われた「3ヒントクイズ」では、選書やヒントについてアドバイスし、クイズで使われた本のコーナーを設置したところ、大変好評でした。子どもたちのアイディアは、共感を呼ぶものが多く、できるだけ実現できるように支援していきたいと考えています。



# 教科学習で学校図書館の活用を支援するための実践

長野県茅野市立米沢小学校

本校では、「教科学習に学校図書館を活用し、自分の課題を持って追求する子ども」を目指し、図書館教育の充実を図っています。その中で、学校司書として配慮している点をいくつか挙げます。

## ●授業予定の把握

本校では、全学級が週1時間の「図書館の時間」が割り当てられています。読み聞かせや本の紹介などの読書指導や本の貸借のほか、国語をはじめとした教科学習での利用も少なくありません。

図書館の時間を有効活用してもらうために、学校司書が授業の予定を把握し、準備をしておくことが必要となります。そこで、「図書館授業連絡票」を学級担任に配布し、授業予定（授業の有無、所定の時間に行うか日時変更を希望するか、授業内容、司書の支援の要否）を毎週連絡してもらっています。

### 図書館授業連絡票

提出戸切：11/22(金)朝 一大西机上まで

#### ◎図書室からの連絡

オンラインワークが終わり次第、読み聞かせの図書室利用が揃えらるよう、呼びかけたいと思います。授業のない日は、各自で図書室へ行くよう、声をかけていただくとありがたいです！返事が帰ってきます。

#### ■授業予定

所定の時間に行う  変更は行わない  時間変更を希望 (→ 曜日 時間目)

授業日	11月25日(月) 3年2組	11月26日(火) 3年1組	11月27日(水) 3年2組	11月28日(木) 3年1組	11月29日(金) 3年2組
1	1年1組	2年1組	3年1組	4年1組	5年1組
2	4年2組	5年2組	1年2組	2年2組	3年2組
3	1年2組	2年2組	3年2組	4年2組	5年2組
4	3年2組	4年2組	5年2組	1年2組	2年2組
5	5年1組	1年1組	2年1組	3年1組	4年1組
6			なかよしワールド		

#### ■授業内容

・司書が関わる項目に○をつけ、( )に内容をできるだけ具体的に記入下さい。

1. 読み聞かせ  内容は図書に一任

2. 本の紹介 ( ) 図書館学習③ 担任が行います

3. 調べ学習

4. 利用教育

5. その他

※調べ学習等で本館にない資料が必要な場合、他の図書館や他校から借りることができます。借用日の目安を記入してください。※その他に連絡等がありましたら、当日に記入してください

学校司書はそれに従って授業の準備を行います。また、連絡票を毎週記入することにより、担任が図書館の時間を意識的に活用するようになるという効果もあります。さらに、その週の図書館の時間割を職員室のホワイトボードに書き込むことにより、空いている時間に他の学級が自由に図書館を利用できるようにしています。

## ●資料の準備

教科学習で図書館資料を使用する場合は、連絡票や口頭で、事前に連絡してもらいます。それを「資料リクエストカード」に記入して、必要な準備を行います。資料の内容、冊数、使用日のほか、授業の概要や資料の利用方法についても聞いておきます。

■資料リクエストカード (欄は必ず記入してください) 4年2組

教科：国語 単元名：ごんぎつね

テーマ：新美南吉の作品を語る

資料を使用する授業の概要  
新美南吉の作品「ごんぎつね」の導入、構成に注目し、感想文を書き発表する

資料名・資料の内容・条件等  
「ごんぎつね」  
「花のまねと豆たね」 著：新美南吉 絵本 (45ページ) 著者不明

必要数：20冊以上

使用期間：11/25～11/27 希望日より前日に必要な場合はその日から書いてください

特記事項(図書で対応の支援が必要な場合などは記入してください)  
1/2(1) 読書感想文  
11/25(月) 11/26(火) 11/27(水) 11/28(木) 11/29(金)

司書記入欄 10月17日 発行  
自習学習ではご利用で、他館からも借入、1冊も貸さず  
多めに 1冊ずつお借りください

① 11/25(月) 11/26(火) 11/27(水) 11/28(木) 11/29(金)  
お借りします

自校の資料では足りない場合は、公共図書館および市内小中学校図書館の蔵書を検索し、可能であれば借用の手配をします。

茅野市では、学校図書館を含む市内の図書館がネットワークで接続されており、各館の蔵書検索や予約が可能になっています。また、物流システム(トラック便)により、週2回配送してもらうことができます。自校の資料だけでは不十分なことが多いため、市内のこのようなシステムは大変役に立っています。

収集した資料は、必要に応じて事前に担任に確認してもらいます。足りない場合は、担任自身が公共図書館まで出向いて資料を探すこともあります。そして、集めた資料はリスト化し、授業後にその評価(役に立ったか否か)を把握しておくこと、次回以降に役立つほか、自校で購入するための選書の資料にもなります。



### ●資料の提供・授業への参加

資料が集まったら、資料の提供方法を、担任と相談します。準備した資料をそのまま渡すこともあれば、書架に置いたままにしておき、児童が本を探るところから授業を組み立てる場合もあります。それは授業のねらいによって変わってくるので、担任との相談が欠かせません。

学校司書が授業に入る場合は、入り方についても事前に相談しておきます。児童の相談に応じて資料を提供したり、情報検索の支援をしたりすることが主な役割になりますが、児童が学校司書に頼りすぎないように配慮し、自力で情報を活用できるようになることを目標として、授業のねらいに合った方法で支援するように心がけています。



### ●情報活用スキル学習の支援

教科学習で図書館資料を利用する前提として、本校では、図鑑、百科事典、年鑑などのレファレンスブックの使い方の指導を行っています。6年間で系統的に力をつけられるように計画を立て、各学年とも、年間に数時間の図書館の時間をあてて実施しています。

司書教諭や特定の教員がすべての学級の授業を行うことは難しいため、担任が指導を行えるよう、それぞれの教材プリントを用意して指導方法を共有化するようにしています。

学校司書の役割は、まず必要な資料を準備することです。図鑑や百科事典は本校にあるものを使用し、年鑑は市内の学校図書館から数冊ずつ借用して一学級の人数分を用意します。その際、他校と使用予定を調整することも必要になります。

また、授業においては、担任と協力し、指導のサポートを行います。学校司書は全学級の授業に立ち会っているため、同じ授業を何度も経験し、学級や学年の状況も分かっているので、どこでつまづきやすいか、どのように説明すれば分かりやすいか、などのノウハウを蓄積し、授業の支援に活かしていくことができます。

### ●校内での情報共有

本校では毎月1回、校長、教頭、司書教諭、各学年の教員1名ずつ、そして学校司書が参加し、図書館運営委員会を開催しています。

図書館資料を使った授業について、学年を越えて情報を共有することが主な目的ですが、学校司書の立場からすると、今後の授業の予定や資料の要求、学校司書への要望を聞く重要な機会となっています。さらには、児童の図書館での様子や教員への依頼事項を伝えたり、新しい本を紹介したりするなど、学校司書側から情報発信する貴重な場でもあります。

教科学習に学校図書館を活用することを日常化していくためには、このような学校体制での支援や定期的な情報交換が非常に重要であると思います。

教科学習に学校図書館を活用するということは、図書館資料や図書館という場を利用することに加えて、学校司書を有効に活用してもらうことだと思っています。そのためには、図書館で待っているだけ、言われたことをやるだけでは十分ではなく、自ら情報を得よう努めることが大事であると思います。

また、教員も図書館を使った授業に取り組み始めたばかりなので、「学校図書館ではこんなこともできます、こんなふうにも使えます」といったアピールをし、図書館や図書館資料の活用方法を考えてもらう必要があります。実際に授業を行って、学校図書館の有用性・必要性を実感してもらうことが、学校図書館を活用した教科学習を定着させるための一番の早道ではないかと思っています。

今後も試行錯誤しながら、教員と協力関係を築き、授業に役立つ学校図書館にしていきたいと思っています。

# 学校司書の職務に関する実践について

## ～読書活動及び家庭・地域連携を充実させる取組～

福岡県新宮町立新宮小学校

### ●はじめに

学校における図書館教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習時間等のそれぞれの特質に応じた適切な指導が求められています。そのため、学校司書として図書館が「教育課程の実施を支える学習情報センター」「豊かな感性や情操をはぐくむ読書センター」機能を生かせるようにすることが大きな役割だと捉え、以下のとおり日々の職務遂行にあたっています。

### ●読書活動等を充実させる取組

図書館の資料を子ども自らが自由に使いこなし、学習活動に活用していく技能や態度を身につけさせるため図書館の利用指導の際日本十進分類法のしくみを指導します。特にその過程において、図鑑、事典、辞典の使い方など調べ学習で使う本の選び方のポイントについて指導を充実させています(資料1)。



【資料1 教科の調べ学習】

読書指導については、全教育活動を通して計画的に実施しています。特に、国語科の学習では、表現の能力を高める読解指導とともに、読書に親しみ、自己を豊かに表現する態度をはぐくむことをねらい、ブックトークを取り入れています。担任との連携のもと、学校司書の専門性を生かした取組のひとつです。子どもたちは、今まで読んだことのない本を手にとることで、読書のジャンルを広げることができるようになります(資料2)。



【資料2 国語科の授業】

教職員には、教科等の指導に対する支援

として、年間指導計画に沿った関係資料や学習内容に係る本の展示・紹介をしています(資料3)。



【資料3 学習に関する資料】

また、情報サービスとして、図画工作科の学習活動における感想画の指導の充実に向け、読書感想画入選作品 100 点を展示し、各学年・各学級に参考作品として鑑賞させることにより、制作への意欲を高めています。

読書環境に関しては、子どもたちが本に興味、関心をもって触れることができることを目的に、毎月「おすすめの本」のコーナーや「今月のイベント」コーナーを設置し、本の展示を行っています(資料4)。



【資料4 「おすすめの本」「今月のイベント」コーナーの設置】

### ●図書委員会活動への支援

本校では、子ども読書の日(4月23日)に図書委員会の子どもたちが、校内テレビ放送で「読書をするよさや大切さ」について全校児童に語りかけています。毎年、年間目標冊数を呼びかけ、全児童が同じ目標を共有して読書活動に取り組んでいます。

学校図書館担当として、図書委員会活動を通して、読書活動がより主体的に進められるよう、意図的な支援に努めています。

図書委員会は5年生・6年生の児童で組織し、4つの班に分かれて以下のような活動を行っています。



○広報班は「図書委員会だより発行」「ミニ演奏会・音楽と朗読会の計画と実施」「春・秋・冬の読書週間の計画」「百人一首大会」の運営（資料5）



【資料5 百人一首大会】

○ファイル資料班は、「小学生新聞の記事の切り抜き」「ファイル資料作りとスクラップづくり（資料6）



【資料6 スクラップ資料等】

○利用状況統計班は、「月の利用状況統計」「ブックフェア（新しい本の展示と紹介）」（資料7）



【資料7 利用状況統計紹介】

○読書推進班は「読み聞かせの計画」「各教室での読み聞かせ」「読書イベントの放送」「春・秋・冬の読書週間の計画」（資料8）



【資料8 読み聞かせ】

また、福岡県の推進事業で育成された読書リーダーが本の展示と紹介をしたり、低学年と高学年用に「読書クイズ」をつくり校内放送で全校児童に呼びかけたりしています。



【資料9 大型読み聞かせ】

さらに、読書集会で大型絵本の読み聞かせを行っています。読書リーダーの活動をとおして、全校の子どもたちの読書意欲が高まっています（資料9）。

### ●家庭・地域連携を充実させる取組

町立図書館とは、教科学習に必要な本を揃えるための支援機関としての連携を図っています。各教科指導では、一人1冊の参考図書を持って



【資料10 調べ学習の様子】

学習できる環境を整えています（資料10）。

保護者との連携においては、読み聞かせ保護者ボランティアを中心に、年間12回、始業後朝の8時30分から45分までの15分間読み聞かせに取り組み、学校司書がその窓口として、推進にあたっています（資料11）。



【資料11 読み聞かせ】

卒業生の保護者で組織した「しんぐう語りの会」とも連携を図っています。年3回、国語の教科学習と関連した「民話」「言葉あそび」「わらべうた」をストーリーテリングで語っていただき子どもたちの読書意欲をさら



【資料12 ストーリーテリング】に高めていただいています（資料12）。

地域の方との連携では、伝統文化にふれ、神話・民話などを聞くことで、より読書に親しむことをねらいとした年1回の「朗読コンサート」に取り組んでいます。物語挿絵をバックに、尺八、三味線、太鼓の演奏とコラボした朗読コンサートの後には、早速



【資料13 朗読コンサート】

この日に出合ったお話の本を探しに来る子どもの姿を多く見かけます（資料13）。

### ●おわりに

これまでの図書館活動を通して、次のような成果が見えてきました。①「本が大好き」「自分から進んで本を読む」という情意面の高揚が図れる。②教科・領域における学習活動を通して、「図書館は、学習情報を提供してくれる場所である」ということを実感させることができる。③図書委員会や読書リーダーが自ら企画・運営し、読書活動を意欲的に行う姿を数多く見かけることができるようになる。